平成２７年（フ）第７８９号
東京都町田市本町田3133番地５藤の台団地２―10―403
債務者　飯村亜輝奈
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月16日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４７９号
静岡県島田市高砂町6918番地の５、旧住所広島市西区草津東２丁目２番38―602号
債務者　坂本　　修
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月21日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５４５号
静岡県焼津市中島396番地の１
債務者　萩原　信子
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月21日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４２０号
静岡市清水区日立町18番30号、旧住所静岡市清水区三保1500番地の54
債務者　古谷　敬志
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８００号
横浜市神奈川区白幡上町44番５号　五月荘２階Ａ号室
債務者　栗又　英明
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８０３号
横浜市南区浦舟町３―46　横浜市浦舟園、住民票上の住所横浜市神奈川区西神奈川３丁目16番地１　三原マンション201号
債務者　宮　　敏美
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９１号
岡山市北区辰巳20番地111サンシティー辰巳101号室
債務者　西山勝彦こと　金　　勝彦
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５４号
長野県佐久市岩村田3565番地１
債務者　佐藤　直紀
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第１６３０号
横浜市瀬谷区五貫目町28番地23　ボ・ヌール・ヴィー　402
債務者　一ノ木智恵
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８５号
静岡県浜松市中区尾張町124番地の10　ヴェルビュセントラルシティ603
債務者　川越　信一
1　決定年月日時　平成27年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３８６号
静岡県浜松市中区尾張町124番地の10　ヴェルビュセントラルシティ603
債務者　川越　多枝
1　決定年月日時　平成27年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３８７号
静岡県磐田市豊岡6388番地１
債務者　川越　　透
1　決定年月日時　平成27年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２７年（フ）第５８号
鹿児島県奄美市住用町大字見里12番地１、住民票上の住所鹿児島県奄美市住用町大字見里15番地
破産者　浜田浩太郎
1　決定年月日　平成27年10月16日
2　主文　当裁判所が平成27年10月６日午後１時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「鹿児島県奄美市住用町大字見里15―１」とあるのを「鹿児島県奄美市住用町大字見里12番地１」と更正する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第２８４号
川崎市中原区今井上町７番19アルス武蔵小杉510、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区新宿２丁目10番10号
破産者　株式会社アロフト
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２８５号
川崎市中原区今井上町７番地19　アルス武蔵小杉510
破産者　三浦　啓介
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係